

富士市新商品等マーケティング事業支援補助金

富士市産業交流部産業支援課

～ 新商品・新サービスの販路拡大を支援 ～

新商品等マーケティング事業に要する費用に対し、補助金を交付します！

1 事業の概要

物価高騰の中、新商品・新サービスの販路拡大を目指す市内の中小企業者等を支援するため、新商品等マーケティング事業（デジタルマーケティング事業、ECサイト等出店出品事業、展示会等出展事業）を行う市内の中小企業者等に対し、補助金を交付します。

2 補助対象者

- ・ 新商品等マーケティング事業に取り組む市内に本社又は主たる事業所がある中小企業者等
- ・ 納期が到来した市税を完納している中小企業者等 など

3 新商品等

販売・提供される前の商品やサービス又は既存の商品やサービスに改良を加えた新規性のある商品やサービスであって、販売又は提供の開始から3年以内のもの

※ 自ら開発し、富士市内で自らの商品として製造し、販売する商品や富士市内で主たる部分を自ら提供するサービスに限ります。

4 補助対象経費・補助金額

- ・ 補助対象経費：新商品等マーケティング事業の実施に要する経費
 - ・ 補助金額：補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数切捨て）
- ※ 事業を併用した場合の補助金の額は、50万円を限度とします。

(1) デジタルマーケティング事業（補助限度額20万円）

新商品等に係るオンライン広告配信に係る委託費

※ SEO対策（検索エンジンの最適化）、SEO対策（マップエンジンの最適化）又はSNS登録・運用等に係るコンサルティングのいずれかを含むものに限ります。

(2) ECサイト等出店・出品事業（補助限度額10万円（海外ECサイト等の場合20万円））

新商品等をECサイト又はECモールに出店・出品する事業

(3) 展示会等出展事業（補助限度額20万円（海外出展の場合40万円））

新商品等の販路を拡大するため、新商品等を国内又は海外における展示会、見本市等に
出展する事業

5 申請方法

下記の書類を揃えて、事業開始前に、富士市地域産業支援センター（中央図書館分館 2 階）まで提出してください。

必要な書類	チェック欄
交付申請書（第 1 号様式）	
事業計画書（第 2 号様式）	
収支予算書（見積書等の補助対象経費の金額の根拠資料を添付すること）	
新商品等の内容が確認できる資料（カタログ、チラシ、パンフレット等） ※ 既に新商品等が販売又は提供されている場合は、開始年月日の分かる資料の提出をお願いします。	
申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し	
市税完納証明書（原本 1 カ月以内） ※ 市役所 3 階収納課で発行しています。1 通当たり 300 円必要です。なお、法人の場合、代表者が窓口に来られる場合でも委任状が必要です。	

6 完了報告書の提出

事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日、または 2 月末日のいずれか早い日まで、速やかに次の書類を提出してください。

必要な書類	チェック欄
実績報告書（第 6 号様式）	
事業報告書（第 7 号様式）	
収支決算書	
補助対象経費の支払を確認できる書類の写し（請求書・振込明細書や領収書等）	
補助事業の成果品、事業過程等の写真又は写し	
口座振替申請書（市役所に振込口座が登録されていない場合）	

※ 各様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 富士市ウェブサイト（富士市新商品等マーケティング事業支援補助金）

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0302/r4ec-hojo.html>



7 問合せ

富士市 産業交流部 産業支援課 DX・中小企業支援担当

〒417-0058 富士市永田北町 3 番 3 号 富士市立中央図書館分館 2 階

富士市地域産業支援センター（B eパレットふじ内）

電話：0545-52-6783

E-mail：sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp